

3大学政治理論研究会(2021.8.25)

上村剛『権力分立論の誕生 ブリテン帝国の『法の精神』受容』合評会

犬塚 元(法政大学)

この報告の内容

1. 本書の概要

1. 権力分立論の“弁証法”

2. 本書の検討 混合政体論の側から見る

1. 本書の方法

2. C.C.Westonの知見をふまえるならば

3. A. Fukudaの知見をふまえるならば

1 (本書の概要) 権力分立論の“弁証法”

■ 混合政体論と権力分立論の未分化(第I部)

- 協調・均衡としての権力分立＝混合政体(esp. p.31)
- モンテスキュー、ブラックストン

■ 混合政体論からの権力分立論の分離(第II部)

- ブリテン政府の支配権力(本国の議会主権としての混合政体)に対する批判としての、分立・対抗としての権力分立
- 混合政体論の発展でなく対抗物としての権力分立論p.301
- パウナル、ジョンストン、ウィルクス事件、ドゥロルム、インド論

■ 混合政体論と権力分立論の再統合(第III部)

- 均衡抑制論との結合により、現代に至る権力分立論(「均衡と均衡としての権力分立」p.287)が誕生
- ディキンソン、アダムズ、マディソン、ハミルトン

* 拙書評記事 [朝日新聞2021年5月22日](https://book.asahi.com/article/14355163) <<https://book.asahi.com/article/14355163>>

2（本書の検討）混合政体論の側から見る

2-1 本書の方法

- 「権力分立」概念の歴史性・構築性を前提にして、時間軸・空間軸のなかで概念の変容を追跡する方法
 - ただし、併せて、「権力分立」の理論的・本質主義的なモデルをミニマムに設定し、その標準モデルの歴史的登場を記述する、「柔らかな概念史」の方法も併用（pp.10-15, 31-32, 76-77, 176-77. p.273には「本来は」）
 - 未分化、分離独立、融合のステージからなる概念史
- しかし他方で、「混合政体」概念には同じ方法は適用されず、「権力分立」概念の変容を測定するための固定点（定数）とされているために、「混合政体」概念の歴史的変容については感応性が弱いのでは？
 - 「混合政体」概念も歴史的に変容した変数（だったはず）であるから、多変数を扱う方法が相応しかなかったのでは？

- ところが、実際には、本書の記述する「混合政体」にはいくつかの類型や属性が混在しており、実は、その混在や使い分けこそが本書の(とくに第II部の)叙述を支えているのではないか？
 - 機能でなく身分、対立でなく協調、執行でなく立法
 - 第I部では、協調としての混合政体
 - 第II部では、議会主権としての混合政体
- とくに、「混合政体」と「議会主権」は、本書の叙述のなかでは次第に互換的な術語となっていく
 - 議会主権(国内における恣意的統治、植民地における本国支配)に対する批判は、本書の叙述では、ほとんどそのまま、混合政体に対する批判として読み替えられる
 - しかし、両者の外延は本当に一致？

■ 混合政体論と議会主権をめぐる本書の記述例

- 「このような混合政体論のうち、特に名誉革命後のブリテンにおいては、この三つの集団が議会において主権を共有する、いわゆる議会主権論と結節して理解された。これはあくまで、混合政体論が主として立法権内部での混合として理解されていたことを意味する」 pp.5-6
- 「彼[ブラックストン]は混合政体論の帰結としての議会主権論を、あくまで立法権の範囲において至上である、と理解する」 p.77
- 「国制解釈において支配的だった国王・貴族・人民の三者の混合政体論(より正確には、その変奏としての議会主権論)と、それに内在する論理であった権力分立論との対抗が、おそらくははじめて自覚された事件がミドルセックス選挙であったと言えるだろう」 p.142
- 「名誉革命体制の護教論として、議会主権論という理論によって混合政体論は多くの論者に当然の前提とされた」 p.177

2-2 C.C.Westonをふまえるならば

- Weston, *English constitutional theory and the House of Lords*, 1965
 - アンシャンレジームとしての混合政体（貴族院を含む議会制度）と、デモクラシー（庶民院）の対抗
 - とくに貴族院に対する批判の高揚に注目しながら、庶民院強化、混合政体の評価下落の思想史を描く
- 他方、書評対象書では、混合政体と議会主権が互換的に理解されるため、混合政体を批判するタイプの議会主権論の系譜（unicameralな庶民院支配をめざす思想の系譜）が見えなくなっていないだろうか？
 - Weston 1965をどう評価するか？

2-3 A.Fukudaをふまえるならば

- Fukuda, *Sovereignty and the Sword: Harrington, Hobbes, and Mixed Government in the English Civil Wars*, 1998
 - ポリュビオス型の混合政体論(権限区分、権力分立): ポリュビオス、マキアヴェッリ、19箇条返答、ハリントン
 - フォーテスキュー型の混合政体論(協働しての立法): ゴシック国制、ネオハリントンニアン
- 書評対象書では、このうちの前者の系譜(権力分立論としての混合政体論)はまったく度外視
 - 非ネオハリントンニアン的なハリントンニアンは18世紀の英米圏には不在? しかし、たとえば建国期アメリカでマキアヴェッリやハリントンが言及されなかったわけではない
 - Fukuda 1998をどう評価するか? ポリュビオスやハリントンに「権力分立論の誕生」はないのか?